

監査公表第 12 号（平成 27 年 5 月 22 日、県公報第 3695 号登載）  
警察本部関係機関定期監査結果に基づく措置通知（平成 26 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査結果の報告（平成 27 年 3 月 23 日 26 監総第 465-2 号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 22 日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
福岡県監査委員職務執行者	井本邦彦

福岡公委発第514号

平成27年4月9日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 行正晴實 殿  
同 井本邦彦 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月23日26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	建物貸付料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。	調定の遅延を生じさせないため、事務の管理を徹底し、再発防止に努める。